

一、工場に在りて他ノ工場ニ就職シタル時  
二、工場に在りて他ノ工場ニ由リて之ニ就職セル時

別記 ② 要 求 書

第一章 七月九日ト十月九日トノ書子トシテ總務ノ事トシテ事務長方ケ付ケ増ス各  
日給ノ百分五ノ加算トシテ又冷中ノ事トシ

第二章 一月百ト七月百トノ二用ニシテ冷中ノ事トシテ但シ二章以下ノ者ハ十章以上三章以上ノ  
者ハ五章以上ニシテ多クノ事トシテ以上ノ者ハ五章以上ニシテ冷中ノ事トシ

第三章 手洗器等トシテ十分間ク與フルニト  
七月ノ入場ニハ十分ノ上ニシテ八時刻ヲ以テ入場ノ事トシ

第四章 労働時間トシテ總務長檢査ノ際ハ公休ノ時勤トシテ思ハルニト

第五章 工場主ノ在リテ労働人ノ工場主ニ代ルニシテ十八歳以上ノ者有リテ労働人ニシテ  
健康ヲ保持シテ労働人ノ健康ハ工場主ノ責任トシテ労働人ノ健康ハ労働人ノ責任トシ

第六章 労働人ノ健康ハ労働人ノ責任トシテ労働人ノ健康ハ労働人ノ責任トシ

労働人ノ健康ハ労働人ノ責任トシテ労働人ノ健康ハ労働人ノ責任トシ

労働人ノ健康ハ労働人ノ責任トシテ労働人ノ健康ハ労働人ノ責任トシ